



平成30年5月31日

平成29年度「建設業法令遵守推進本部」の 取組結果及び平成30年度の取組方針

～建設業における法令遵守を推進します～

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、平成29年度における推進本部の取組結果及び平成30年度における取組方針がまとまりました。

平成29年度の推進本部の取組結果及び平成30年度の取組方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 平成29年度の取組結果

- ① 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報
 - ・駆け込みホットライン等への通報…延べ100件
 - ※「駆け込みホットライン」とは、推進本部に設けられた建設業違反通報窓口です。
- ② 建設業者に対する立入検査の実施
 - ・立入検査実施件数…42件
- ③ 監督処分・勧告の実施
 - ・監督処分件数…0件、文書勧告件数…16件

2. 平成30年度の取組方針

- ① 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施
- ② 「標準見積書」等の活用状況の確認
- ③ 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実

※詳細については、添付の資料をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 宮本 仁（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡辺 充（内線5893）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



平成30年5月31日
北海道開発局

建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度ごとに策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続の適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、平成29年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が5月22日に示した「建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、平成30年度の北海道開発局「建設業法令遵守推進本部」の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

1. 平成29年度の取組結果

(1) 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

i 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

「駆け込みホットライン」（建設業法違反通報窓口）等へ寄せられた法令違反疑義情報等は、建設業法に関する質問、相談等も含めて延べ100件であり、契約書・見積書の不備など建設業法違反に関する通報や代金の支払いに関する相談などが主な内容であった。

このうち、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」による相談件数は延べ45件であり、適切な請負代金に関する相談があった。

ii 建設業者に対する立入検査の実施

実施件数は42件（大臣許可業者が32件、北海道知事許可業者が10件）。

〔内訳〕

- ・法令違反疑義情報や下請取引等実態調査結果等に基づく検査：25件
うち2件は下請取引適正化の観点から北海道経済産業局と合同で実施。
- ・法定福利費の適正な確保に関する検査：7件
- ・北海道知事許可業者に対して北海道と合同で実施した検査：10件

また、立入検査時に調査票を使用した労働災害防止に関する調査を実施しており、この中で「安全衛生経費の確保に関する調査」を行った。

iii 監督処分・勧告の実施

監督処分件数： 0件

文書勧告件数：16件

〔 見積期間 2件、当初契約書未作成等 5件、変更契約書未作成等 8件、
代金支払期間等 5件、無許可業者との契約 3件、無許可営業 1件 〕
* 1件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

iv 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令遵守を推進するための周知啓発に関する取組については、「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨を踏まえ、ホームページ等による情報提供、11月に開催した「建設業法令遵守講習」及び立入検査時における指導等を通じて周知啓発を行った。

また、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」についても、様々な機会を捉えて周知を図った。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について、全ての立入検査（42件）で確認を行った。

このほか、下請企業への指導も含め、社会保険加入を積極的に推進するための周知徹底として、平成30年2月20日に建設業許可部局（北海道開発局、北海道）、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構札幌西地域代表年金事務所、建設業関係団体等により構成される「建設業社会保険推進北海道地方連絡協議会」を開催し、全国協議会に合わせた名称変更及び国土交通省における今後の社会保険加入対策や社会保険加入状況の情報を共有するとともに、更なる推進に向けて取り組んでいくことを確認した。

また、同日に「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」を開催して「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択し、別途、当該行動基準を遵守する「社会保険加入促進宣言企業」を募集して、宣言企業を開発局ホームページで公表した。

平成27年4月1日以降、発注部局と連携して取り組んでいる直轄工事における社会保険未加入下請企業に対する通報・加入指導については、北海道ブロック発注者協議会幹事会等において周知を図った。

(3) 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実

公正取引委員会、経済産業本省、北海道経済産業局、公益財団法人建設業適正取引推進機構と連携し、建設業者を対象に建設業法令遵守講習を以下の内容

で実施した。（平成29年11月9日）

- ・「建設業に関する独占禁止法違反について」
- ・「下請代金支払遅延等防止法について」
- ・「金属関連業者との取引条件改善に向けて」
- ・「建設業法の遵守について」

（4）外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成29年度については、立入検査の対象となるものはなかった。

（5）消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

消費税の円滑かつ適正な転嫁について、立入検査時に違反がないか調査するなど強化を図った。

消費税転嫁拒否等の違反疑義情報：0件

2. 平成30年度の取組方針

（1）建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

「駆け込みホットライン」・「建設業フォローアップ相談ダイヤル」のより一層の周知を図るとともに、「駆け込みホットライン」・「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる法令違反疑義情報、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せに関する申告）及び北海道開発局において問題と認識する事案等に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていると思われる建設業者を選定し、立入検査を実施する。違反行為の確認及び適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。

また、東日本大震災の復旧・復興工事に関連する建設業者の法令遵守を徹底するため、必要に応じて被災3県における立入検査を実施する。

なお、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、当該事業を所管する本省建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、円滑かつ適切な対応を図る。

さらに、下請代金の支払いに関して、平成28年12月に「下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正」等が行われたことを受け、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加し、平成29年3月に改訂された「建設業法令遵守ガイドライン」を始め、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について

て、立入検査時等様々な機会を通じて、その周知徹底に努める。

このほか、平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び建設業法令遵守ガイドラインに示されている安全衛生経費の確保も重要な取組であることから、立入検査時等により、その周知徹底に努める。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について、立入検査等で確認するとともに、下請企業への指導も含め、社会保険加入を積極的に推進するため周知徹底に努める。

また、平成27年4月1日から、直轄工事における未加入業者の加入指導等の対象が全ての工事に拡大されたのを受け、発注部局や関係機関と連携して適切に対応する。

(3) 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実

建設業の下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であることから、推進月間の実施について幅広く周知を図るための広報に努めるとともに、北海道や北海道経済産業局と連携し、合同立入検査を実施する。

法令遵守講習については、公正取引委員会、北海道警察(暴力団対策)、厚生労働省(社会保険担当部局)、北海道等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

建設業については、消費税の転嫁はおおむね適切に図られているところであるが、引き続き、消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導等に努めるとともに、立入検査時等において周知を図る。